

第1章 計画の基本的事項

平成 15 年3月に「島田市環境基本計画」を策定してから 10 年が経過しました。
この 10 年で島田市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
ここでは、「第2次島田市環境基本計画」を策定する背景や、計画の位置づけ、計画の期間など、計画の概要となる基本的事項を示します。



蓬莱橋

第1節 第2次島田市環境基本計画の構成

第2次島田市環境基本計画は、以下のような4章及び資料編により構成します。

第1章 計画の基本的事項

- ◆ 計画策定の背景
- ◆ 基本的事項（目的、位置づけ、期間、環境の範囲、対象地域、推進主体と責務）

❖ 計画策定の背景、計画の目的と位置付け、期間、対象とする環境の範囲、対象地域、推進主体と責務などについてまとめます。

第2章 望ましい環境像と基本目標

- ◆ 基本理念
- ◆ 望ましい環境像
- ◆ 基本目標と将来イメージ

❖ 島田市環境基本条例の基本理念を踏襲して掲げます。
❖ 島田市が目指すべき将来の望ましい環境像を定め、それを実現するための基本目標を示します。

第3章 望ましい環境像を実現する取組

- ◆ 取組の体系
- ◆ 取組の方向ごとの施策・取組内容
（環境の現状と課題、数値目標、市の施策、市民の取組、事業者の取組、重点取組）

❖ 基本目標ごと環境の現状・課題、取組の方向や各主体の具体的な取組を示します。
❖ 目標をわかりやすく示すため、数値目標を設定します。
❖ 優先的・重点的に取り組むべきものについて、重点取組としてまとめます。

第4章 計画の推進

- ◆ 計画の推進体制
- ◆ 計画の進行管理
- ◆ 環境保全活動を促進するための制度
- ◆ その他の計画の推進方法

❖ 計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。
❖ 数値目標などによる進捗状況の把握・公表について位置づけます。

資料編

- ◆ 計画策定の経緯
- ◆ 委員名簿
- ◆ 諮問・答申文
- ◆ 島田市環境基本条例
- ◆ アンケート調査結果の概要
- ◆ 用語解説

❖ 計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、環境基本条例条文のほか、平成23年度に実施したアンケート調査結果の概要、本文中の難しい用語の解説などを収録します。

第2節 計画策定の背景

1 環境問題の解決のために必要なこと

今日の地球温暖化^{*}に代表される環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増しています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因しており、私たち自身が加害者であり被害者でもあるといえます。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

2 島田市環境基本計画(第1次計画)の策定

本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。

第1次計画では、地域の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢を明確にするとともに、具体的な行動を起こしていくための様々な取組を掲げました。

3 合併を踏まえた第1次計画の改訂

計画策定後、旧金谷町(平成17年5月5日合併)、旧川根町(平成20年4月1日合併)と合併して新島田市が誕生しました。新市になって保全・継承すべき環境資源が増加したこと、第1次計画の策定後5年が経過したことから、平成21年3月に中間見直しを実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

4 環境管理システムの構築

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を推進するため、「島田市地球温暖化対策実行計画^{*}」を策定しています。また、温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に本庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、「エコアクション21^{*}」を認証取得しました。その後、中間審査、更新審査に併せて段階的に範囲を拡大し、平成25年1月には、対象となる全ての施設を認証・登録範囲としています。

環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、エコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:点検・評価、Action:見直し)により、継続的な改善を図っています。

5 新たな第2次計画の策定へ向けて

第1次計画の策定以降、地球温暖化対策や循環型社会^{*}の実現、生物多様性^{*}の確保、環境教育の推進などに向けた法令整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、平成21年6月には富士山静岡空港が開港し、平成24年4月には新東名高速道路の島田金谷ICが供用開始されるなど、社会環境も大きく変化しています。

そこで、このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、第1次計画の計画期間が終了する平成24年度末に、新たな「第2次島田市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定することとなりました。

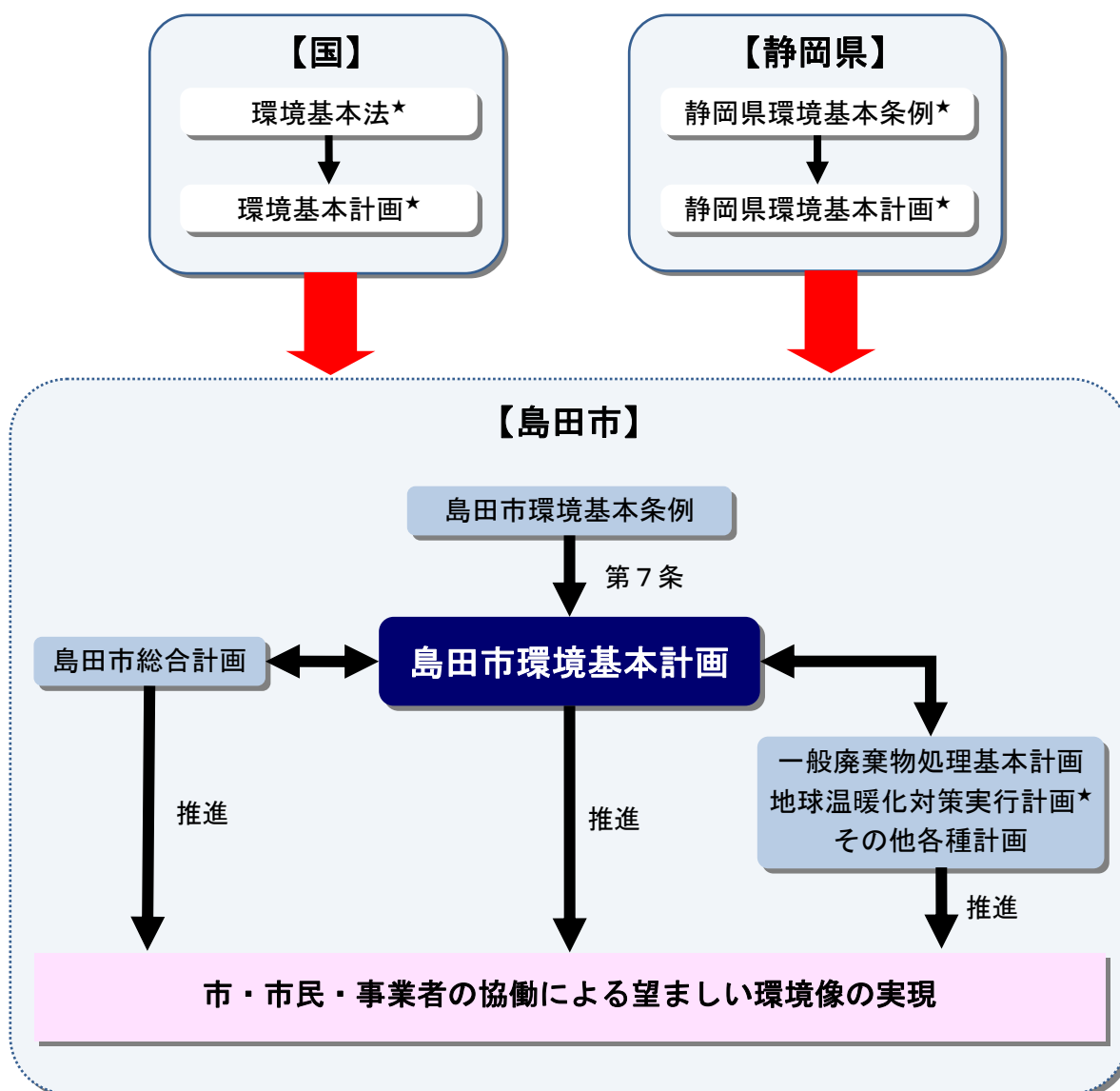
第3節 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

本計画は「島田市環境基本条例」の第7条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。

また、「島田市総合計画」（平成21年度～平成30年度）の基本構想に掲げられている将来都市像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

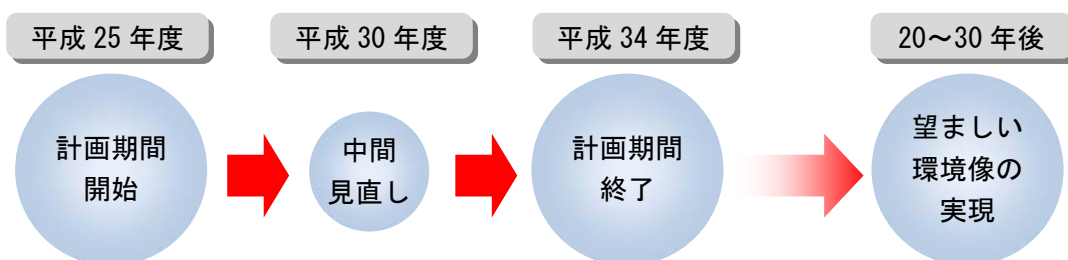
本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。



2 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。ただし、本計画は 20～30 年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定しており、その実現のために計画期間の 10 年間に実施していく施策や取組の基本的方向性を示しています。

また、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、平成 30 年度に中間見直しを行います。



3 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野を自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。



4 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化*や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。



5 計画の推進主体と責務

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

